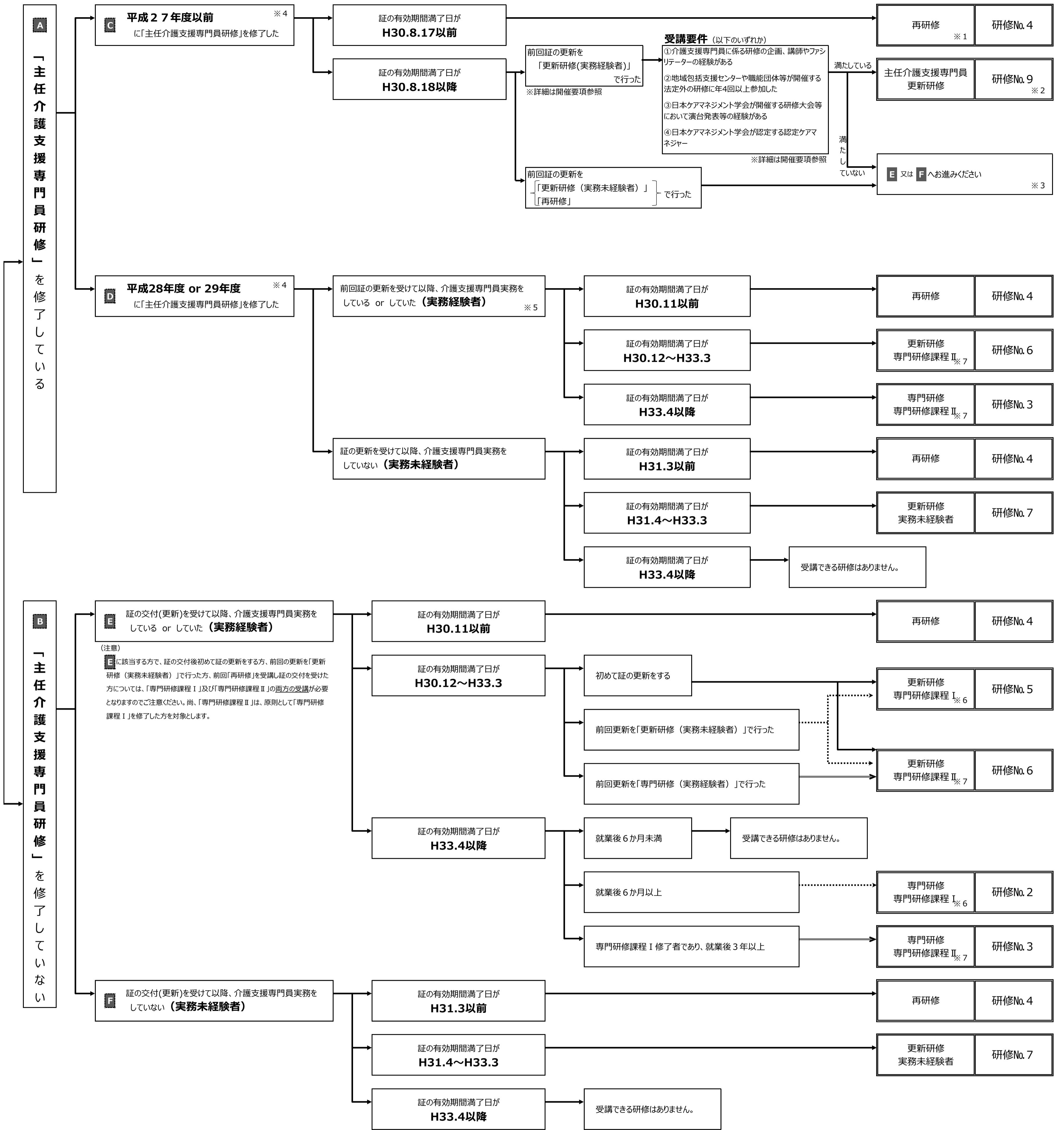


『介護支援専門員証』および『主任介護支援専門員』の更新に必要な研修について【平成30年度版フローチャート】



※1 介護支援専門員証有効期間満了日をもって主任介護支援専門員としての職務に就くことはできなくなります。平成18年度から23年度主任介護支援専門員研修修了者は、再研修修了後、経過措置期間最終年度の平成30年度中（平成31年3月31日まで）は主任介護支援専門員としての職務に就くことができますが、その後「主任介護支援専門員更新研修」を受講することはできませんので、再度主任介護支援専門員として職務に就く場合には、あらかじめ「主任介護支援専門員研修」を受講する必要があります。

※2 「研修No.9」で更新した場合、主任介護支援専門員と介護支援専門員証両方の更新となります。（但し、更新後の介護支援専門員証の有効期間満了日については証の更新手続き方法により異なりますので下記の島根県健康福祉部高齢者福祉課にてご確認ください）

※3 主任介護支援専門員を更新することはできません。平成18年度から23年度主任介護支援専門員研修修了者は、経過措置期間最終年度の平成30年度中に主任介護支援専門員更新研修を修了できない場合、平成31年3月31日をもって主任介護支援専門員としての職務に就くことはできなくなりますので、再度主任介護支援専門員として職務に就く場合には、あらかじめ「主任介護支援専門員研修」を受講する必要があります。また、平成24年度から26年度主任介護支援専門員研修修了者は、経過措置期間最終年度の平成31年度までに受講要件を満たし、研修を受講する必要があります。（その間に証の有効期間満了日を迎える場合は、「研修No.2～7」により証の更新をしておく必要があります）尚、主任介護支援専門員更新研修について経過措置期間が設けられているのは、平成18年から26年度までの主任介護支援専門員研修修了者です。

※4 主任介護支援専門員更新研修の受講対象については開催要項をご参照ください。

※5 介護支援専門員証の交付または更新を受けた後、その証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事している又は従事していた経験がある者のことをいいます。（現任者であるか否かは問いません。）

※6 研修No.2「専門研修 専門研修課程Ⅰ」と研修No.5「更新研修 専門研修課程Ⅰ」は同一の研修です。介護支援専門員証の有効期間中に「専門研修 専門研修課程Ⅰ」を修了している者については、更新にあたって「更新研修 専門研修課程Ⅰ」が免除されます。

※7 研修No.3「専門研修 専門研修課程Ⅱ」と研修No.6「更新研修 専門研修課程Ⅱ」は同一の研修です。介護支援専門員証の有効期間中に「専門研修 専門研修課程Ⅱ」を修了している者については、更新にあたって「更新研修 専門研修課程Ⅱ」が免除されます。

・介護支援専門員証に記載されている有効期間満了日と照らし合わせ、更新に必要な研修をご確認ください。尚、島根県における介護支援専門員研修は平成28年度より新たなカリキュラムに基づき実施されていますが、各研修ごとの受講要件等につきましては十分にご確認のうえ、受講忘れ等無いようお気をつけください。

・本表では満了日を月で示しています。表中では該当しない(あるいは該当する)と示されていても、満了日によっては受講できる(あるいはできない)場合もありますので、ご不明な場合は島根県健康福祉部高齢者福祉課(TEL0852-22-6522)へお問い合わせください。